

不法投棄は **犯 罪** です

不法投棄とは

廃棄物を定められたルールに従って適正に処理せず、処分場以外の山林や原野などに捨てたり埋めたりする行為。

この「不法投棄」が、後を絶ちません。不法投棄行為は地域の景観を損なうだけでなく、土壌や地下水、北浦などの河川が汚染されるなど深刻な問題に成りうる重大な犯罪です。絶対に行わないで下さい。



不法投棄行為者に対する厳しい罰則



不法投棄を行った者は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、又はその両方の罰則が科せられます。

不法投棄に対する市の取り組み

不法投棄を未然に防止するために以下のような取り組みを行っております。

- 総勢159名の不法投棄監視員や市職員によるパトロール
- 不法投棄防止看板の貸出し
- 鉾田警察署、茨城県鹿行県民センターなど関係部署との連携
- 市広報誌への掲載、防災無線による啓発等



不法投棄行為者を見つけたときは、市生活環境課若しくは鉾田警察署に御連絡下さい

土地所有者の責任



自分の土地にゴミが捨てられたときは、捨てた者が不明な場合、そのゴミを自らの責任で、土地の所有者又は管理者が処理しなければなりません。

日頃から、土地の草刈りや防護ネット(囲い)などを設置してゴミを捨てられない環境作りに心掛けましょう。

不法投棄(者)を見かけたら・・・

不法投棄されたゴミはそのままにして、市生活環境課又は鉾田警察署にご連絡下さい。またご自身で不法投棄者に接触することは、たいへん危険を伴いますので必ずやめて下さい。



～連絡先～

鉾田市生活環境課 0291-33-2111

鉾田警察署 0291-34-0110

茨城県鹿行県民センター環境・保安課 0291-33-6057